

令和4年6月1日

羽島郡各小・中学校
保護者のみな様

羽島郡二町教育委員会
教育長 野原 弘康

新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営について（お願い）

日頃より羽島郡二町教育委員会ならびに羽島郡各小・中学校の教育活動に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在も、新型コロナウイルス感染症対策として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、3密回避、体調管理）の徹底継続』を進めていただいております。

これから夏季を迎えるに当たり、学校生活における児童生徒等のマスクの着用について、改めて留意すべき点がまとめられたリーフレットが、厚生労働省・文部科学省にて別添のとおり作成されましたので、ご覧ください。

また、感染状況が高止まりしていることも踏まえ、家庭における「基本的な感染対策」や、感染が疑われる場合は登校しないことの徹底につきまして、下記の事項に留意し、感染防止対策に向けてご協力をお願いします。

記

1 基本的な感染防止対策の徹底

- ◇ 「健康チェックカード」による毎日の健康状態の確認、登下校時も含めた居場所の切り替わり等における手指衛生（手指消毒）、教室等の換気、身体的距離の確保、飲食時は会話しない等、基本的な感染防止対策を徹底することをお願いします。
- ◇ 健康チェックは、休日においても必ず行うとともに、休日に体調不良（発熱等）があった場合は、自宅安静のうえ、登校する前に学校へ報告するよう改めて徹底することをお願いします。

2 感染が疑われる場合は登校しないことの徹底（一部変更）

- 本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者が濃厚接触者となった等、感染が疑われる場合には、次の表に従った対応の徹底をお願いします。
- 表内の事情による自宅待機は欠席とせず、出席停止として取り扱うなど、本人の不利益とならないよう配慮します。

	状況	児童生徒
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間）（*1）
B	本人に発熱等の症状がある	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））（*2）
C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった（上記A以外の場合）	自宅待機（期間：受検理由により異なる（保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること））
D	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機（期間：濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明する迄）
E	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある	自宅待機（期間：発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間（症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること））（*3）
F	同居の家族など児童生徒と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった（上記D以外の場合）	状況により個別に判断（*4・5）

（*1）小学校、義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部）の教職員について、代替が難しいなど一定の要件を満たす場合には、「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（令和4年3月16日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等事務連絡）」による対応が可能

（*2）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要

（*3）「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要

（*4）「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要

（*5）濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要

3 PCR検査の受検が決定した場合などの学校への連絡の徹底

- 休日等も含め、本人あるいは同居の家族など一定の接触がある者の陽性が判明した場合等には、速やかにその旨を学校へ連絡するよう徹底をお願いします。

子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、
マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・ 人との距離が確保できる場合
- ・ 人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞ 離れて行う運動や移動、

鬼ごっこなど密にならない外遊び

＜例＞ 屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・ 人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合

＜例＞ 個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、

プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めています。
マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける ポイント

▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、
マスクを外すことを推奨します。

▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、
「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他他或の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

